第三十八条第一号中「法第十五条の十二の」を削り、同条第二号中「の異常危険準備金」を「に掲げる異常危険準備金」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第三条第四項第一号に掲げる共済掛金積立金等余剰部分の額

第三十八条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第三条第四項第二号に掲げる契約者割戻準備金未割当部分の額

本則に次の一条を加える。

（劣後特約付金銭消費貸借）

第三十九条　規則第二百二十四条第一項第十九号の農林水産大臣が定める金銭の消費貸借は、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

一　担保が付されていないこと。

二　その弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

別表第一中

二十六％	を	三十三％
三十四％		四十一％
三十四％		三十三％

に改め、同表備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　年金共済期末責任準備金額からは、確定年金の支払を約した年金共済契約（確定年金以外の支払に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金の額及び当該年金共済契約以外の年金共済契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを共済規程に定めている共済契約（年金支払開始前であるものに限る。）に係る責任準備金の額を除く。

別表第二から別表第七までを次のように改める。

別表第二（第五条第一項第二号関係）

地震災害リスク相当額		風水害リスク相当額	
推定正味支払共済金の算出方法		推定正味支払共済金の算出方法	
リスクカーブにおける再現期間二百年に対応する地震が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、地震災害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。	関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払共済金	リスクカーブにおける再現期間七十年に対応する台風が発生した場合の推定支払共済金等に基づいて算出する。ただし、リスクカーブを設定できない種類の共済については、風水害リスクを担保する共済契約の正味共済金額及び被災率等に基づいて算出する。	昭和三十四年の台風第十五号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払共済金

備考

一　リスクカーブとは、推定支払共済金と当該事業年度において当該推定支払共済金を超過する災害が発生する確率との関係を表す曲線をいう。

二　推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす工学的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ　想定される全ての共済事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。

ロ　共済事故により発生する現象が、工学的な理論に基づいて評価されていること。

ハ　共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

ニ　共済金の支払条件が考慮されていること。

三　前号の工学的事故発生モデルがない場合における推定支払共済金の計算は、次に掲げる要件を満たす理論分布的事故発生モデルにより、共済の目的の属性別及び共済金支払条件別に、合理的に推計し得る数のデータを用いて推計する。

イ　過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

ロ　過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。

ハ　共済事故により発生する現象と、共済の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が考慮されていること。

ニ　共済金の支払条件が考慮されていること。

ホ　未発生の巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

別表第三（第五条第二項関係）

予定利率の区分	リスク係数
○・○％を超え一・五％以下の部分	○・○一
一・五％を超え二・○％以下の部分	○・二
二・○％を超え二・五％以下の部分	○・八
二・五％を超える部分	一・○

別表第四（第五条第三項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	二十％
外国株式	十％
邦貨建債券	二％
外貨建債券・外貨建貸付金等	一％
不動産（国内土地）	十％
為替リスクを含むもの	十％

備考

一　リスク対象資産からは、子会社等（法第五十八条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資及び貸付金を控除する。

二　国内株式又は外国株式のリスク対象資産の額については、買建ての信用取引がある場合には当該額を加え、売建ての信用取引がある場合には当該額を控除する。

三　邦貨建債券からは、満期保有目的の債券（財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下同じ。）を控除する。

四　責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であって、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度を概ね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。）については、リスク係数を一％とする。